平成２５年（フ）第５２５号
広島市安佐北区可部８丁目19番６―201号
債務者　江川　明弘
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４８号
広島県東広島市西条町郷曽217番地６
債務者　松本　諭史
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４９号
広島県東広島市西条町郷曽217番地６
債務者　松本　道枝
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０２号
広島市安佐南区祇園１丁目24―14　アーバン田部207号室、住民票上の住所広島市西区横川町１丁目４番31号
債務者　八幡　俊一
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０３号
広島市西区横川町２丁目９―18―704、住民票上の住所広島市西区横川町１丁目４番31号
債務者　八幡　佳子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０９号
広島市西区古江西町12番16号
債務者　横田　静明
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１０号
広島市西区古江西町12番16号
債務者　横田　尚美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
沖縄県沖縄市上地１丁目４番12号　コーポ中の町302号
債務者　喜屋武　尚
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３５号
秋田県潟上市天王字羽立911番地３
債務者　菅生　忠良
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
群馬県みどり市大間々町高津戸762番地
債務者　森下　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２３９号
高知県香南市野市町父養寺84番地
債務者　横田　雄二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　良吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４２５号
静岡県藤枝市藤枝４丁目１番７号　レオパレスフォンテーヌ107号、旧住所静岡県藤枝市瀬古１丁目２番26―２号
債務者　前嶋　伸行
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４０号
名古屋市東区泉１丁目８番５号　あいさきがけ804号
債務者　小池　良江
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８３号
京都市山科区椥辻草海道町38番地42　イーグルコート椥辻オーレ708
債務者　芝田　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
埼玉県越谷市大字大房1139番地１　レックスハイム越谷307号
債務者　谷口　保司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８８７号
京都市伏見区横大路天王前６番地の23
債務者　田代揚三侶こと　田代洋三郎
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巌生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８８８号
京都市伏見区横大路天王前６番地の23
債務者　田代加世子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巌生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係